

イギリス手形法序説

武 市 春 男

目 次

ま え が き

I イギリス手形法の構成

- 1 手形法の制定およびその改正
- 2 手形法の編別

II 手形法に関連する法律

III イギリス手形法と統一手形法との比較

- 1 為替手形の要件に関する規定の比較
- 2 手形要件以外の振出および方式に関する規定の比較
- 3 裏書に関する規定の比較
- 4 引受および保証に関する規定の比較
- 5 満期および支払に関する規定の比較
- 6 遡求に関する規定の比較
- 7 参加に関する規定の比較
- 8 複本および謄本に関する規定の比較
- 9 手形の変造・時効および通則に関する規定の比較
- 10 約束手形に関する規定の比較
- 11 国際手形に関する規定の比較

む す び

ま え が き

周知の如く、世界各国の法は、国民または民族が保有する法律秩序の特異性を通じ、もしくは法律の発生傾向を考慮して、これをいくつかの系統に分けて
⁽¹⁾いるが、世界各国の手形法は、1930年にジュネーブにおいて成立した統一条約

制定前までは、イギリス、フランスおよびドイツの三大法系に分けられていた⁽²⁾。しかし、ドイツおよびフランスは同条約に加盟したため、以上の三法系の鼎立は解消して、ドイツ法系とフランス法系とは合体して統一法系となり、これとこの条約に加盟しない旨を宣明した英米法系との二大法系の対立が、現代における世界の手形法の法系である。

統一法系には、前述のドイツおよびフランスを枢軸とするヨーロッパ大陸の諸国がこれに属し、ドイツ法を継受するわが国も亦同様である。

英米法系に所属する国は、アメリカ合衆国およびイギリス連邦であって、これらの二大国に跨る広大な法域は統一法系とは全く別の圏外に立っているため、手形法に関する限り、世界はまさに二大対立の状態である。

手形の如く、国際的に流通性を有する商業上の用具に対して、それを規律する手形法にこのような二大法系が対立することは、不便と不都合とがあることは明白である。

思うに、この二大法系は、その構成的理論について若干の相違があるために生じた対立であって、統一法系は手形債務が厳格な抽象的債務、すなわち基本行為である原因から原則として独立な文言的債務として理解しようとするにあるも、英米法系は手形債務の独立性を全然認めない訳ではないが、対価（約因）（consideration）の理論、すなわち衡平の理由を尊重して、一般契約法上の理論に拘束される点が多い。また、統一法系は手形の形式的要件を重んじ、手形要件のうちのその一つを欠くときは、手形を無効とする主義を採り、殊にいわゆる手形文句の記載を要求するが、英米法系においてはこのような手形文句の記載すら要求しない。要するに、統一法系は形式主義を採り、手形厳正の維持に努めているのに対して、英米法主義は実利主義を尚び、実際的である点が違っている。しかし、手形そのものの取扱についてはさほど大きい差異はないものと見られている。宜なる哉、統一条約起草委員は、両法系の統一は諸般の事情から推して、さしあたり実現不可能なことを看取しつつもなお、将来世界統一法の実現を期待して、でき得る限り英米法への接近のための努力を惜しまなかった⁽³⁾たのである。

ここに、断るまでもなく、英米法とは、英米法系に属する諸国の手形法を便宜的に一括して指称する言葉であって、とくに「英米手形法」という名称の単一の制定法がある訳ではない。イギリスには1882年制定の手形法(Bills of Exchange Act, 1882)があり、アメリカ合衆国においては1896年に統一流通証券法(Uniform Negotiable Instruments Law, 1896)を制定したが、これをさらに整理統合して統一商法典(Uniform Commercial Code, 1952)を制定し、その中の第3規則としての「商業証券法」中に手形法を収めている。カナダ議会は、1890年の手形法制定にあたって、イギリス手形法第60条の規定、すなわち、裏書偽造小切手の善意の支払銀行を保護する規定を継受すべきか否かを審議したが、結局この規定を除外してしまった。その他イギリス連邦の植民地はイギリス手形法をその儘継受したものが多数であったけれども、自治領の多くは独自の見解を立法に反映させるなどして、必ずしもイギリス手形法と全く同様であるとはいえない。したがって、イギリス手形法とアメリカ手形法との若干の相違に加えて、⁽⁴⁾イギリス連邦諸国間の手形法の多少の差異を認めざるを得ないから、同一法系に属するからといって英米手形法を同一に談ずる訳にはいかないのである。しかし、なんと⁽⁵⁾いってもイギリス手形法は立法が古く、英米手形法系の先駆者であって、同法系の手形法の母法となり、あるいは少なからぬ影響を与えているので、イギリス手形法を英米手形法の大宗とみななければならない。よって、英米手形法を論ずるにあたっては、まず、イギリス手形法を研究の対象として、これの解明から始めなければならないと思う。この意味において、わたくしは以下にイギリス手形法について若干の考察をしようと志したのである。

- (1) 世界の法系は、学者によって分け方が区々であって一様ではない。たとえば、アメリカのWigmoreの如きは16法系に分け、わが穂積陳重博士は7法系に分けている。世界の法系を大陸法系と英米法系とに二大別をしても、ソビエツト法は大陸法系に入れられないので、法系の分類も必ずしも完全なものとはいえない。ただ、おおよその分類にすぎない。
- (2) イギリス手形法は、どちらかといえばドイツ手形法に似ていたので、わが商法典の起草者の1人である岡野敬次郎博士の如きは、手形法を大別して、英独主義と仏国主義とに分け、三大別を認めなかった。

- (3) はじめ手形法統一運動の主体は、英米法系と大陸法系との接近を問題として、その可能性と実現の方法とを研究したのである。ジュネーブ統一条約の締結の際にも、まず、この点を念頭において、第1手段として大陸法系の統一を完了し、次の手段として英米法系との合体を念願としたのであって、将来、世界統一手形法の実現を期する切なる悲願をこめていたのである。したがって、第一手段の統一法条約の起草にあたって、イギリス、アメリカ法に接近しようとする努力を払うことを各委員は惜しまなかったのである（国際連盟事務局東京支局 手形法国際統一と我商法の改正 129～134頁）。
- (4) イギリス手形法は主に為替手形について規定を設け、約束手形にはこの規定を準用する方式を採っているが（統一法はこれと同様である。）、アメリカ手形法は独特の方式を採っている。すなわち、すべての流通証券に適用されるべき諸規定を集めて総則として、各章別に各種の流通証券について特則を設けるという方式を採用している（伊沢孝平 米国流通証券法5頁）。両法は、方式の相違だけではなく、規定の内容についても若干の相違があるを免れ得ない。
- (5) わが旧商法は、小切手を手形の中に含ませていたが、統一条約加盟後は同条約に基づいて小切手を手形から分離させ、それぞれ手形法、小切手法の単行法に依らせている。イギリスの手形は、小切手を含み、イギリス手形法に依れば、小切手は「銀行宛に振り出された一覽払の為替手形」であるとしている（英米手形73条）。

I イギリス手形法の構成

1 手形法の制定およびその改正

イギリス手形法 (Bills of Exchange Act, 1882) は、1882年、ビクトリア帝即位第45年および46年に互る議会法律第61号 (45 & 46 Vict. CH. or C. 61) をもって制定公布されたものである。それは学識の深い M. D. Chalmer が起草者となり、従来イギリスにおいて行なわれた慣習 (custom and usage)、先例 (precedent) および制定法 (statute laws) を蒐集して、これを整理統合した一大法典である。

爾来、同法は今日に至っても変わらず、この間僅かに4回の修正を施したにすぎないほど完璧な法律である。

同法の修正の第1回は、Capital and Counties Bank 対 Gordon 事件判決⁽¹⁾を破棄して、1906年、手形（横線小切手）法 [Bills of Exchange (Cross cheque) Act, 1906] を制定したことである。

第2回の修正は、第51条第4項に規定している拒絶覚書の作成期間の変更

のための改正であって、すなわち、1917年の手形（拒絶覚書作成期間）法〔Bills of Exchange (Time of Noting) Act, 1917〕はこれである。

第3回の修正は、1932年に行なわれ、手形法第76条ないし第82条の線引小切手に関する規定であって、この時、線引小切手の定義をも与えた（英手76条）、いわゆる手形法改正法（Bills of Exchange Act (1882), Amendment Act, 1932）である。

最後の修正は、1957年の線引小切手に関する手形法第82条の規定を削除して、別に単行法として小切手法（Cheques Act, 1957）を制定したことである。同法は単行法ではあるが、1882年の手形法と一体的関係に在る法律であって別個の法律ではない（英小切手6条1項）。

2 手形法の編別

かように見てくると、手形法の規定100個条に加えて第94条に規定する公証人不在のために拒絶証書が作成できない場合、これに代る拒絶覚書の雛型を示した別表および廃止法令表の二つの附属明細表と1957年小切手法の8個条がそのイギリス手形法の全体であって、これらの規定は次の如く編に分けて排列され、手形法構成の妙をなしている。

第1編 総則（第1条ないし第2条）

第2編 為替手形

方式および解釈（第3条ないし第21条）

当事者の能力および権限（第22条ないし第26条）

手形の約因（第27条ないし第30条）

手形の流通（第31条ないし第38条）

手形所持人の一般的義務（第39条ないし第52条）

手形当事者の諸責任（第53条ないし第58条）

手形の消滅（第59条ないし第64条）

参加引受および参加支払（第65条ないし第68条）

証券の喪失（第69条ないし第70条）

手形の複本（第71条）

衝突諸規則（第72条）

第3編 銀行宛小切手（第73条ないし第75条）

線引小切手（第76条ないし第82条）

第4編 約束手形（第83条ないし第89条）

第5編 補則（第90条ないし第100条）

なお、1957年小切手法は、手形法第82条を削除してそれに代って制定され、しかも、手形法と一体的な法律であるから、その構成からいえば第3部の線引小切手中に包含されるべき性質のものである。

以上はきわめて鳥瞰的に見たイギリス手形法の構成であるが、その仕組は論理的であり、かつその有用性が遍く認められた法典中随一のものである。ただ、イギリス手形法は、条文は百か条であるといってもその一か条が比較的長文であり、かつ、それが幾つかの項に岐れ、さらに1項が、a, b, c というふうに細分されていて相当の分量に及んでいるのみならず、イギリス制定法の特色ともいうべきか、文章は規定の正確を期するために、少々冗長に流れ易く、散漫のきらいがないこともない。

(i) 1903, A. C. 240.

II 手形法に関連する法律

それはさておき、次にイギリス手形法に関連する法律を列記しよう。その関連法律は手形法の各条に涉って非常に多いけれども、ここにはその重要なもののみを法制定の年代順に挙げるに止める。

(a) 裁判法 (Judgments Act, 1838) ビクトリア帝即位第1年および第2年、法律第110号。

この法律はその第12条に、為替手形、約束手形および小切手が強制執行の際、いかに取り扱われるかを詳細に規定しているものである。その制定された年代が古いので関係法律の第1に掲げておく。

(b) 印紙税法 (Stamp Act, 1853) 印紙税法 (条例) と称する法律は屢々改正

が行なわれるので、後にも出てくるが、本法第 19 条の規定は偽造の裏書による為替手形 (draft) 以外の手形もしくは為替 (order) に対して銀行が善意でかつ通常の営業過程において支払った場合、正当な支払いであると認められる規定である。この規定以外の印紙税法の他の規定は、すでに全部改正されてしまっており、また、本条も一覽払の為替手形に関する限りにおいては、1882 年手形法第 60 条の規定に置き換えられてしまったから、その限りにおいては黙示的に改正されてしまったものと見られるが、改正による法律の廃止の表には本条は含まれておらず、また、為替手形 (bills) 以外の手形 (draft) および為替 (order) に適用される法条として、なお、今日現存するものとされている。⁽¹⁾

(c) 普通法手続法 (Common Law Procedure Act, 1854) この法律も前法と同様に、手形のみに関する法律とすれば、1882 年手形法第 70 条の規定によって改正され、同法に含まれたものとされるが、同法第 87 条の規定は、手形のみならず流通証券一般に通ずる。流通証券の喪失についての規定として、なお、存続する規定であり、手形法に関連ある法律とする所以である。

(d) 銀行休(業)日法 (Bank Holiday Act, 1871) 銀行が休業する日の規定である。すなわち、銀行は日曜日または勅令により祝祭日と定められた日以外に、この法律によって定められた日においては取引を行わず、休業する。したがって、手形の支払日がこの銀行休(業)日法の規定する日に該当するときは、その日の翌日に支払うべきことなどをこの法律が定めている。なお、同法が規定する銀行休(業)日は、次の日である。

1 イングランドおよびアイルランドの銀行休(業)日

- (1) 基督復活祭前の月曜日 (基督復活祭は 3 月 21 日以後 4 月 25 日の間の第一日曜日の日であるから、その日の前の月曜日がこれにあたる。)
- (2) 聖霊降臨祭後の最初の月曜日
- (3) 8 月第 1 月曜日
- (4) 12 月 26 日 (ただし、この日が日曜日以外の曜日であるとき)

2 スコットランドの銀行休(業)日

- (1) 1 月 1 日 (元旦)

(2) 基督降誕祭

以上(1)および(2)の日が日曜日に該当するときは、その日の翌日の月曜日をもって銀行休(業)日とする。

(3) 受苦日(キリストの受難を記念する日で、復活祭前の金曜日である。)

(4) 5月の第1月曜日

(5) 8月の第1月曜日

因みに、この法律がどのような経過を経て立法されたか、興味があるところ⁽²⁾である。

(e) 休(業)日拡張法 (Holiday Extention Act, 1875)

この法律は(d)の銀行休(業)日法の規定を拡張して、同法(4)に規定している12月26日が日曜日にあたるときは、その翌日の日、すなわち12月27日を休(業)日と定めている(同法2条)。そして、アイルランドにおいては、アイルランド銀行休(業)日法 (Bank Holiday (Ireland) Act, 1906) をもってさらに休(業)日を拡張して聖パトリック祭を休(業)日とすることを定めている⁽³⁾。

(f) 印紙税法 (Stamp Act, 1891)

この法律は、法定の証書および帳簿に対して納める印紙税を定めた法律であって、これが手形法に関係がある点は、手形に印紙税を納めなければならないからである。

この法律で手形とはなにを指すか、手形法にいうところの手形を指すのか、といえば、疑義があってはならないので、この法律にいちいち定義を挙げて詳細にこれを定めている。すなわち、まず、銀行および銀行券 (bank and bank-note) の定義を挙げ(同法29条)、為替手形には金銭支払指図書 (draft)、為替 (order)、小切手 (cheque) および信用状 (letter of credit) を含ませ(同法32条)、また、約束手形には銀行券を除いたすべての一定金額の支払の約束をした証書 (document) もしくは書面 (writing) をいうとっており(同法33条)、手形法にいう手形の意義をいささか拡張して定義して、印紙税法上完璧を期している。

また、外国手形 (foreign bills and notes) がイギリス国内において支払を受けあるいは裏書されるなど手形行為がそれに対して行なわれる以前に、イギリス

内国手形と同様に、印紙税を収めなければならないので、一定額の印紙を貼付しなければならないことを規定している（同法35条）。その他、手形の複本 (set of bills) にはそのうちの一通に印紙を貼付すべきことを定めており（同法39条）、しかして、これらの手形に貼付すべき印紙は、すべて2ペンスであって（同法附属明細表第1表）、同表に印紙の貼付を免除されるものが11種類ある。たとえば、イングランド銀行およびアイルランド銀行発行の手形もしくは海軍当局によって振り出された海軍会計主務官支払の手形などはこれである。

序に、手形に印紙を貼付しなければならない場合に、これを怠った場合は法定の罰則が定められているが、ここに詳述する限りではない（同法38条）。

(g) 破産法 (Bankruptcy Act, 1914)

本法中に、破産者に対して手形債権を有する者がどのような権利を有するか、また、一定の権利の証拠として手形の作成を必要とすることを定めている。

(h) 裁判権(統一)の最高裁判所法 (Supreme Court of Judicature (Consolidation) Act, 1925)

この法律は、裁判所の命令によって証書の作成もしくは裏書をなさしめる（同法47条）。

(i) 為替管理法 (Exchange Control Act, 1947)

この法律は、国際収支における出超を防ぐため為替取引を業者の自由に委ねず、国家が管理することを定めた法である。たとえば、同法第5条(a)の規定を見れば、何人と雖も大蔵大臣の許可なくして外国に居住する者に対して支払をなしもしくは信用を与えてはならないことを規定しているが、このことが当然外国手形に関連があるので、この法律が関係法律とされる所以である。

(j) 会社法 (Companies Act, 1948)

1948年会社法第33条に依れば、条文の見出しに「為替手形および約束手形」とあって、「会社から授権された者が、会社を代表し会社の商号を用いて会社の行為として、または会社の計算において振出し、引き受け、または裏書した為替手形もしくは約束手形は、会社のために振り出され、引き受けられ、または裏書きされたものと看做す」と定められている。また、同法第108条には会

社が干渉する手形には会社の商号を読み易い文字をもって手形の表面に印刷もしくは記入すべきことを定めていて、手形法の規定を補っている。

(k) 郵便局法 (Post Office Act, 1953)

この法律には、郵便小為替について特別の規定がおかれている (同法21条)。

(l) 財政法 (Finance Act, 1956)

この法律は、銀行家が自ら振り出した証書もしくは他人から振り出された証書に対して政府委員と協議して印紙税を収めれば、「一覧払の為替手形」とすることができることを定めた妥協的規定をおいている (同法39条)。

(m) 州裁判所法 (County Court Act, 1959)

州裁判所の強制執行命令に従って、その実行にあたる執行官は、その執行を受ける者の銀行券、為替手形、約束手形、社債券、その他の金銭証券を差し押えることができ (同法 124 条)、それを登記官がいったん保管しておくが、為替手形、約束手形およびその他の証券の支払期日が到来した場合、執行の費用を徴収して原告に払い戻すことを定めている (同法 126 条)。

(n) 賃金支払法 (Payment of Wages Act, 1960)

この法律は、1931年から1940年までに制定公布された種々の物品賃銀制 (truck system) 廃止に関する条例 (Truck Act) に定められた一定の制限を改廃するために、賃金支払およびそれに関連する諸規定を定めた法である。同法第1条に依れば、被雇用者の要求があって、雇用者がこれに同意すれば、同法に禁止の規定もなく、また不法でない限り、現金支払の代わりに同法が定めている他の方法をもって支払うことができるのである。たとえば、被雇用者の銀行預金口座への振込、郵便小為替、小切手の支払もできる、などである。

(o) 財政法 (Finance Act, 1961)

1961年財政法は、為替手形および約束手形の印紙税の規定であって、特殊の用途に充当されていない2ペンスの印紙を手形に貼付して、これを示さなければならないことを定めている (同法33条)。

(1) Byles, Bills of Exchange 21st. ed., p. 29. なお, Bill というときは, Bill of Exchange のみを意味するが, Draft というときは, 金銭支払指図書, すなわち, 他人に対して一定金

額の支払を指図する書面であって、bill of Exchange や cheque と区別される。上掲書にも “drafts or orders which are not bills of exchange or cheques” とある。しかし、draft は bills of exchange または promissory note と同意義に用いられることもある。

(2) その沿革史については、銀行研究所雑誌 Journal of Institute of Bankers (1901) 第22巻 205頁に詳記されている。

(3) 聖パトリック祭 (St. Patrick Day) は、スコットランドに生れ、アイルランドに布教し、その守護聖とされる Saint Patrick の祭日であって、3月17日の日である。もし、この日が日曜日にあれば、翌日の月曜日をこの祭日にあてるのである (同法1条)。

III イギリス手形法と統一手形法との比較

すでに、まえがきのところで述べたように、イギリス手形法と統一手形法との間には、その構成理論において若干の相違があるため、ジュネーブにおける手形法統一条約を締結する会議の際、折角努力したにも拘らず結実せず、結局英米法系と統一法系との二大対立を認めざるを得ない儘に今日に及んでいるが、両法系の差異を一言をもってこれを掩えば、英米手形法は実利主義を尚び实际的であるが、統一手形法は形式主義をかざして手形の厳正を飽くまで守るにある。このような相違からイギリス手形法と統一手形法とを比較対照してみると、具体的には可成りの差異を見出しうる。以下にこれを挙げよう。

1 為替手形の要件に関する規定の比較

為替手形には、いわゆる手形要件があつて、その一つを欠くも手形たる効力を有しないのである。これが、統一手形法の規定であるが(手1条⁽¹⁾、2条)、イギリス手形法はいかに規定されているか、まず、この手形要件に関する比較から始めよう。

(1) 手形文句 統一手形法は、証券の文言中に、「為替手形」なる文字の使用を要求しているが(手形1条⁽²⁾1号)、イギリス手形法においては別段これを要求していない。後にも述べるが、イギリス手形法においては小切手についても小切手文句は要求するところではない。統一法は手形と小切手とを分け、小切手にも小切手文句を求めているが、イギリス手形法は小切手を為替手形の一種と

している関係で、とくに小切手文句を求める理由もない訳である。

(2) 支払地 統一手形法、したがって、わが手形法第1条第5号は、「支払ヲ為スベキ地ノ表示」を手形要件とし、これを欠く証券は為替手形たる効力を有しないものとしているが、もし、これを欠くも、「支払人ノ名称ニ附記シタル地ハ特別ノ表示ナキ限り之ヲ支払地ト看做ス」とあって(手2条Ⅲ後段)、無効たることを免れうる。しかし、支払人の名称に附記した地がなければ、当然手形は無効となる。イギリス手形法は、支払地を要件とはせず、支払地を記載しなくても、為替手形たる効力を失うことはない(英手3条Ⅳ(C))。

(3) 受取人の名称 統一手形法は、受取人の名称を手形の記載要件としている。すなわち、わが手形法第1条第6号に「支払ヲ受ケ又ハ之ヲ受クル者ヲ指図スル者ノ名称」を記載することを要求しているのはこれである。そして、持参人払式の為替手形を認めていないのである。しかるに、イギリス手形法を見ると、持参人払式の為替手形を認め(英手8条Ⅱ、Ⅲ)、持参人払式以外の手形についても、その受取人の表示は、必ずしも名称をもってすることを要せず、その何人であるかが明確である限り差し支えないものとしている(英手7条Ⅰ)。さらにまた、たとえば「何々会社の会計主任」という如く、職務上の表示もなお受取人としての表示(indication)に適するものと定めている(英手7条Ⅱ)。

(4) 振出の日附 統一手形法においては、手形の振出日附は、手形要件であるから(手1条7号、2条)、これを欠くときは、手形たる効力を生じないが、イギリス手形法は、振出日附を要件としないのみならず(英手3条Ⅳ(a))、日附後定期払の手形に振出の日附がないときは、所持人は振出の真実の日附⁽⁴⁾を記入することができるこの日附によって、満期日を定めることができるのである(英手12条本文)。

2 手形要件以外の振出および方式に関する規定の比較

統一手形法とイギリス手形法とは、手形要件において可成りの相違を示しているが、手形の振出および方式を比較してみると、ここにも次のような差異を示している。

(1) 利息文句 統一手形法によれば、一覽払または一覽後定期払の為替手形においては、振出人は手形金額について利息を生ずべき旨の約定を記載することを得るが、その他の手形にはこの利息の約定はできない。もし、この約定の記載があっても、記載のないものとみなされるのである(手5条I)。しかるに、イギリス手形法では、広く利息付手形が認められ、ただに、一覽払および一覽後定期払手形にのみ限られていないのである(英手9条I(a))。また、統一手形法によれば、約定利息の利率は、手形にこれを表示することを要し、もし、この表示をしないときは、利息の約定はしなかったものとみなされるが(手5条II)、イギリス手形法では、利息の約定の記載があって、利率の記載がないときは、年5分である⁽⁵⁾と了解される。

(2) 振出人の支払担保責任の免脱 統一手形法は、振出人の引受担保責任の免脱および裏書人の引受並びに支払担保の免脱を認めているが(手9条II前段、15条I)、振出人の支払担保責任の免脱は、これを認めていない。もし、支払担保を免脱する旨の文言を記載したときは、その記載がなかったものと看做される(手9条II後段)。けだし、支払担保の免脱を認めるときは、手形の本質を害するとの見解によるものと思われる。

この点について、イギリス手形法の規定をみると、振出人および裏書人は、手形所持人に対する自己の責任を否定し、または制限することを手形に記載することができ(英手16条I)、この点は統一法と大いに異なるところである。このイギリス手形法が、引受のみならず、支払担保責任の免脱を認める根拠はどこにあるか、支払担保責任の免脱を認めると、手形の本質を著しく害するけれども、なお、手形の信用証券たる価値を全く喪失する訳のものではなく、振出は支払委託の効力を十分に発揮することをえ、振出人はこの方法によって、あたかも債権の譲渡をなす場合のように、所持人を通じて間接に支払の悪い債務者に対する債権の取立ができる利益があるというのである。要するに、イギリス手形法の立場は、このように、振出人の責任を除外しても、なお、手形がその手形たる任務を果すに妨げがないというにある。

(3) 白地手形 統一手形法は、白地手形に関する規定を定めている(手10条)。

しかし、その制定の際、これを認めることは、これが濫用を招く恐れがあるとして反対した国があったので、この規定を国内法として施行しないことを認める留保が設けられた⁽⁶⁾。しかし、統一法が直接定めているのは、白地手形の違約補充の抗弁についてである。すなわち、白地手形にあらかじめなした合意と異なる補充をなした場合においては、その違反は、原則としてこれをもって所持人に対抗できないのである。

次に、イギリス法をかえりみれば、同じく白地手形を認めているが、イギリス手形法においては、白地手形行為そのものを認めたほか、白地の補充権並びに補充権の移転性および補充の時期についてまで明定している（英手20条）。要するに、白地手形に関する両者の比較は、イギリス手形法の規定のほうが、統一法よりもより精密であるといえる。

(4) 内国手形と外国手形 統一手形法においては、その性質上、この内国手形と外国手形という区別を認めてはいないのである。しかるに、イギリス手形法によれば、為替手形が事実上または手形記載上、手形面に

(a) 振出地および支払地を British Islands とするとき。

(b) その支払地が British Islands 内に存するか、または、たとえ支払地が British Islands 外であっても、支払人が British Islands 内に居住する者であるとき。その手形はいわゆる内国手形 (Inland Bill) とする。その他、a), b) のいずれかを欠く手形を外国手形 (Foreign Bill) としている（英手4条I）。イギリス手形法上、内国手形と外国手形とを何故に分けているかといえは、その遡求権の保全について、取扱を異にするからである。すなわち、内国手形の引受拒絶または支払拒絶の場合には、所持人は拒絶証書を作成しなくても、前者に⁽⁷⁾ 対する遡求権を喪失しないが（この場合、引受または支払の拒絶仮証書（拒絶覚書）を作成させることはできる）、外国手形が引受を拒絶され、あるいは支払を拒絶された場合は、適法な拒絶証書を作成させることを要する。もし、この手続を怠ったときは、遡求権を喪失するに至るのである（英手51条、89条）。

3 裏書に関する規定の比較

統一手形法とイギリス手形法とにおける裏書に関する規定を比較してみると、これにも可成りの逕庭を見出し得る。以下にこれを述べよう。

(1) 白地式裏書署名をなすべき場所 統一手形法によれば、裏書人の署名のみをもってなすいわゆる簡略白地式裏書をなす場合においては、これを為替手形の裏面または補箋にしなければ、その効力を有しない(手13条Ⅱ後段)。このように、簡略白地式裏書を手形の裏面または補箋に限ったのは、同じく署名のみをもって出来る引受や保証と混同させないためであって、したがって、たとえば被裏書人の氏名を白紙としたときでも、裏書文句があって引受や保証などの手形行為ではないということが明確であるときは(すなわち、この場合は簡略白地式裏書ではない白地式裏書)、手形の表面になされたものであっても、白地式裏書として有効であることは勿論である⁽⁸⁾。

これに対するイギリス手形法をみれば、振出人または引受人でない者が為替手形に署名したときは、手形の正当な所持人に対しては、裏書人たるの義務を負うものとしており(英手56条)、単なる署名者は、その署名の目的が振出・保証などの目的であるということが明白でない限り、その署名の場所が手形の表面であると裏面であるとの拘らず、すべて裏書であるとされ、統一手形法との相違を示している。

(2) 委任者の死亡または無能力となったことが委任裏書に及ぼす影響 統一手形法によれば、代理の為めの裏書に依る委任は、委任者の死亡または無能力となったことによって終了しない(手18条Ⅲ)。この点に関するイギリス手形法をみれば、別段の規定をしていない。よって、普通法(common law)上の代理の一般原則に従わざるを得ないのであるが、それによれば、委任者の死亡または無能力となったときは、代理のための裏書による委任は終了することになっているので、このような差異が認められる⁽⁹⁾。

(3) 質入裏書 統一手形法によれば、その第19条をもって、質入裏書の制度を設け、公然と質入裏書を確立して、その法律上の関係を明確にしている。元来、手形は民法の規定によって質入ができるので(民362条)、質入裏書の特

殊な制度を確立するまでもない。また、質権設定の目的をもって通常裏書または取立委任裏書をすることもできる訳である。しかし、通常裏書の方法によるときは、質権者である被裏書人は、第三者に対する関係においては、完全な手形所持人となり、単なる質権者より有利な地位に立ち、また、取立委任裏書の方法によるときは、質権者である被裏書人は、自分の債務者たる裏書人の代理人であるというだけに止まって、質権者の地位より不利であるから、質入裏書の制度を設け、質権者の地位を確立させたのである。この点に関するイギリス手形法をみれば、別段質入裏書の制度はない。したがって、手形は一般の質入の方法によって質入するのであって、他の動産の質入と異なる法律上の取扱を受けることはない。

4 引受および保証に関する規定の比較

為替手形の引受および保証に関する統一手形法の規定とイギリス手形法の規定とを比較すれば、次に述べるような差異がある。

(1) 一覧後定期払手形の引受のための呈示の期間 この点に関する統一手形法の規定は、手形の日附より1年内と定めている(手23条I)。そして、振出人は、この期間を短縮または伸長することができ(手23条II)、また、裏書人は、1年の期間もしくは振出人が短縮または伸長した期間をさらに短縮することができるので(手23条III)、ある程度の弾力性をもっているが、イギリス手形法の規定は、相当の期間内 (within a reasonable ⁽¹⁰⁾ time) と定めている(英手40条I)。そして、相当の期間がどの位の期間であるかどうかについては、その為替手形の性質・商慣習ならびに各場合の事情を考慮して決定すべきこととあって(英手40条III)、これを1年とか6か月とか、というふうに明確に定めていないところが、イギリス法の特徴ともいふべきところであろう。

(2) 別証による引受の署名 統一手形法の規定によれば、引受は為替手形にこれを記載すべきことを定めており(手25条I本文)、別証による引受はこれを認めていない。かえりみて、イギリス手形法によれば、統一手形法と等しく、引受は必ず手形によるべきことを定めていて、別証による引受の署名はできな

い(英手17条Ⅱ(a))から、この点は両者には差異がない。

(3) 一部引受 統一手形法によれば、支払人は手形金額の一部について引受をなし得ることが定められている(手26条I)。イギリス手形法は、所持人に対して一部引受を受諾すべきか否かの選択権を与え、もし、全部引受を得ることができなかつたときは、引受の拒絶があつたものと看做すことができ(英手44条I)、このように一部引受に関する規定は対蹠的である。

(4) 手形保証 この問題については、統一手形法は、第4章において、第30条ないし第32条をもって規定しているが、イギリス手形法は、これを全く規定していない。統一手形法の第31条3項が、支払人・振出人以外の者の手形の表面にした単なる署名は、これを保証と看做すと定めているのは、すでに述べた同法第13条2項の簡略白地式裏書は手形の裏面または補箋になすべきことを定めているのと同様のものであって、手形保証の制度のないイギリス手形法は、裏書と保証とを混同するおそれがないから、手形の表面であると裏面であるとを問わず簡略白地式裏書がなし得るのみならず、振出人・引受人でない者の手形の表裏を問わずなされた単なる署名は、簡略白地式裏書と看做され、それをなした者は裏書人としての責任を負うのである(英手56条)。

5 満期および支払に関する規定の比較

(1) 満期および分割払手形 統一手形法によれば、満期は、一覽払、一覽後定期払、日附後定期払および確定日払⁽¹¹⁾の4種とし、これと異なる満期または分割払の為替手形は、これを無効とすると定めている(手33条)。しかるに、イギリス手形法によれば、分割払手形も認められるのみならず(英手9条I(b))、満期の種類も統一手形法が規定する以上の4種に限らず、将来における確定する日もしくは確定すべき日、すなわち、発生することが確実である限り、たとえその発生時期は未定であっても、特定事故の発生の日またはその後一定の期間を経過した日を満期とすることも差し支えない(英手3条I)。したがって、たとえばAの死亡の日または死亡後3か月というような満期の定め方は適法である。しかし、偶発事故(contingency)の発生時またはその後一定の時を満期と

することは認められない。したがって、Aの婚姻の日またはその後一か月とか、AがB社の入社試験に合格する日またはその後5日目というような満期の定め方は不適法であるといわなければならない。

(2) 支払呈示の時期 この点に関する統一手形法の規定は、確定日払、日附後定期払または一覽後定期払の為替手形の所持人は、支払をなすべき日またはこれに次ぐ、二取引日内に支払のため手形を呈示することを要する(手38条I)ことを定めているが、イギリス手形法においては、一覽払以外の手形は(一覽払の手形は手形法に別段の定めがある場合のほか、振出後相当な期間内に呈示する(英手45条II))、すべて支払をなすべき日に支払呈示をしなければならない。もし、これを怠るときは、所持人は振出人および裏書人に対する遡求権を失う(英手45条I)。

(3) 一部支払 この点に関する統一手形法の規定は、所持人は一部支払を拒み得ないことを規定している(手39条II)。しかるに、イギリス手形法は、この点について別段の規定がないので、私法上の一般原理に従ってこれを解決しなければならないが、所持人は一部支払を受領する義務はなく、これを受領するか拒絶するかは、所持人の自由に委されているものと解する。

(4) 支払人の裏書調査義務 統一手形法によれば、支払人は、裏書の連続を調査する義務を負うも、裏書人の署名を調査する義務はない(手40条III後段)。しかるに、イギリス手形法は、裏書人の署名の真偽を調査する義務を負い(英手34条参照)、ただ、一覽払の手形についてその支払銀行が善意であって、かつ通常の業務手続をもって支払ったときは、その手形の裏書が偽造または無権代理人によってなされたときでも、当該支払銀行はその責を免れられるのである(英手59条I後段)。

(5) 外国通貨表示の手形の支払 統一手形法によれば、

(a) 支払地の通貨ではない通貨をもって手形金額が表示されているときは、満期の日における価格によって支払地の通貨でも支払うことができる(手41条I前段)。

(b) 振出人が外国の特種の通貨をもって支払うべきことを手形に記載したときは、その特種通貨をもって支払うことを要する(同条III)。

(c) 振出国と支払国とにおいて、同名異価を有する通貨によって為替手形の金額を定めたときは、支払地の通貨によってこれを定めたものと推定される(同条Ⅳ)という定めがあるが、イギリス手形法には、イギリス国外の地を振出地とし、イギリス国内の地を支払地とする為替手形の金額が英貨をもって表示されていないときは、別段の記載ある場合を除いて、その手形金額は支払をなすべき日における支払地宛ての一覽払手形の相場によってこれを定める(英手72条Ⅳ)という規定が置いてあるにすぎない。つまり、イギリス手形法も英貨以外の外貨をもって表示される手形を認めているが、統一法⁽¹²⁾の規定に比較すれば簡略にすぎ、しかもイギリス国内においては外貨をもっては、別段の記載がない限り、支払われないのである。

(6) 手形金額の供託 この点に関する統一手形法の規定は、次のようである。すなわち、確定日払、日附後定期払または一覽後定期払の為替手形については、支払呈示期間内に支払の呈示がないとき、各債務者は所持人の費用および危険において手形金額を所轄官署に供託することができるのである(手42条)。しかし、イギリス手形法にはこのような供託に関する規定はない。

6 遡求に関する規定の比較

手形上の権利者が、なんらかの事由によって手形上の権利を行使できない場合において、その債務者に対して本来の履行に代わるべき代償を請求する遡求(償還請求)に関する統一手形法とイギリス手形法との規定の比較を試みれば、次のごとくである。

(1) 拒絶証書の作成 統一手形法によれば、引受拒絶または支払拒絶の場合には、必ず公正証書たる引受拒絶証書または支払拒絶証書をもって、これを証明すべきことを定めているが、イギリス手形法においては、いわゆる外国手形についてのみ拒絶証書の作成を条件とし、内国手形についても拒絶証書を作成することができるけれども、これは遡求権行使の条件ではなく、また、拒絶証書作成前の手続として拒絶証書覚書(note)を作成することが認められ、その後拒絶証書を必要とするときは、その日附を拒絶証書覚書作成の日附に遡及する

ことが許容されている（英手51条 I, II, III, IV）。

(2) 遡求の通知とその懈怠の効果 この点に関する統一手形法の規定は、詳細に涉っており、

(a) 所持人は自己の裏書人および振出人に対して通知をする（手45条 I 前段）。

(b) 各裏書人は自己の受けた通知を自己の裏書人に通知することを要し、かくて順次振出人に及ぶ（同条 I 後段）。

(c) (a), (b) のいずれの場合でも、拒絶の通知は被通知者の保証人に対してもしなければならない（同条 II）。

(d) 通知の期間は、各々の場合によって異なるが、いずれも法定されている（同条 I, II）。

(e) 拒絶の通知を懈怠しても、別に遡求権を失うことはない。ただし、手形金額を超えない範囲において通知を受けなかった振出人または裏書人に対して損害賠償をしなければならない場合があるにすぎない（同条 VI）。

しかるに、イギリス手形法の規定をみれば、

(a) 手形の所持人は、振出人のほか、すべての裏書人に拒絶の通知をしなければならない（英手48条本文前段）。したがって、裏書人はその前者に対して通知義務を負わないが、例外として、所持人が通知をしなかった自己の前者たる裏書人に対してのみしなければならない。

(b) 通知期間は、拒絶の当日をも含み 相当な期間内にこれをなす（英手49条 XIII）。

(c) 拒絶通知を懈怠したときは、遡求権を失う（英手48条本文後段）。この点は、統一手形法とまったく違った効果を発生する訳である。

(3) 満期前の遡求金額 統一手形法は、満期前に遡求権を行使する場合は、所持人は所持人の住所地における遡求の日の公定割引率（銀行率）により割引された手形金額を受領できることを定めているが（手48条 II）、イギリス手形法は、満期前であっても、遡求権を行使することができる場合は、手形金額を請求することができる（英手57条 I (a)）。

(4) 不可抗力に因る期間の伸長 統一手形法によれば、法定の期間内におけ

る手形の呈示または拒絶証書の作成が不可抗力によって妨げられた場合には、一定の期間、この呈示または拒絶証書の作成期間を伸長することができる（手54条）。また、イギリス手形法においても、同様に不可抗力による期間の伸長をなすことを得る（英手46条I, 51条IX）。しかし、イギリス手形法によれば、統一法のように画一的標準によって一定の期間を伸長するのではなくて、それぞれの場合の事情に応じて弾力性のある伸長期間が認められるところに、その特徴があるものといえる。

7 参加に関する規定の比較

参加に関する統一手形法の規定と、イギリス手形法の規定とを比べてみると、次の二点に差異が認められる。

(1) 手形債務者の参加 統一法によれば、参加人には引受人でない限り、第三者はもとより、支払人、その他すでに手形上の債務者である者も、これになり得るが（手55条III）、イギリス手形法によれば、手形上の債務者はすべて参加人となることはできない（英手65条I）。

(2) 参加支払をなし得べき最終日 統一法によれば、参加支払は支払拒絶証書作成期間の末日の翌日までにこれをなすべきことが定められている（手59条III）。しかし、イギリス手形法にはこのような制限が定められてはいない。したがって、手形所持人が遡求権を有するいかなる時期においても、これをなし得るものと考えられる。

8 複本および謄本に関する規定の比較

複本および謄本に関して、両法の比較を試みれば、次のような差異を見出すことができる。

(1) 手形所持人の複本交付請求権 統一法によれば、一通限にて振出す旨の記載がある手形を除いて、その他の手形については、所持人は自己の費用をもって、複本の交付を請求することができる（手64条III）。しかし、イギリス手形法によれば、複本の制度についてはこれを認めているが、統一法のような所持

人の複本交付請求権は、これを認めていない（英手71条）。

(2) 謄本の制度 統一法は、謄本の制度を確立して、その一般的規定を定め（手67条、68条）、所持人にこの作成の権利を認めている（手67条I、77条I6号）。しかるに、イギリス手形法は、謄本の一般的規定を欠き、ただ、拒絶証書を作成すべき場合において、手形が紛失、破棄、不法に占有を奪われたとき、拒絶証書を手形の謄本（copy）上に作成させることができる旨を定め（英手51条VIII）、かつ、手形が紛失した場合には、所持人は担保を提供して振出人にその紛失した手形の謄本（duplicate of lost bill）の交付を請求できる旨を定めているにすぎない（英手69条前段）。

9 手形の変造・時効および通則に関する規定の比較

統一手形法とイギリス手形法とが、手形の変造・時効および通則に関する規定についてどのような差異を示しているか、これを知ろう。

(1) 変造前の署名者の責任 統一手形法によれば、為替手形の文言の変造の場合においては、変造前の署名者は、その変造が手形のいかなる文言についてなされたかを問わず、原文言に従って責任を負わなければならない（手69条）。この点についてイギリス手形法は、どのように規定しているか、これを見よう。イギリス手形法第64条によれば、変造前の署名者は、変造が手形または引受の重要な部分に行なわれたときは、特定の者（変造人・その許容者など）に対してはともかく、その手形は効力を失うから、手形上の責任を全く免かれる（同条I前文）。しかし、変造が手形の重要部分になされた場合でも、変造が分明でないときに限って、正当な所持人に対して原文言に従ってその責を負うのである（同条I後文）。手形の重要な部分の変造とは、日附・手形金額・満期・支払場所などの変更並びに単純引受があった場合に、引受人の同意を得ずに支払場所を附記することをいう、といている（同条II）。

(2) 手形請求権の時効期間 統一手形法によれば、手形上の請求権は、次の時効期間を経過すれば消滅する。

(a) 引受人に対する請求権は、満期より3年、

(b) 所持人が裏書人および振出人に対して有する請求権は拒絶証書の日附より、無費用償還文句があるときは、満期より1年、

(c) 受け戻しをした裏書人がその前者に対する請求権は、受け戻しをした日またはその者が訴を受けた日から6か月。

この点に関するイギリス手形法の規定はとみれば、別段の規定をおいていない。イギリスにおいては、すべてこれを出訴期限法 (Statute of Limitation, 1623) の規定に委ねており、同法によれば、手形の引受人その他いずれの手形債務者に対する請求権であるとを問わず、すべて訴の原因が生じた日から6年⁽¹³⁾を経過することによって訴権は消滅時効にかかるのである (同法3条)。

(3) 恩恵日 いうまでもなく、恩恵日 (day of grace, Respekttage) とは、制度として、手形債務者の利益のために、手形支払が猶予される期間をいうが、統一手形法は、法律上のものであると、裁判上のものであるとを問わず、いっさい、これを認めない (手74条)。しかるに、イギリス手形法は、一覽払の為替手形を除いて、為替手形に別段の定めがないときは、その支払に三日間の恩恵日を認めている (英手14条I)。

10 約束手形に関する規定の比較

統一手形法第2編に規定されている約束手形とイギリス手形法第4編に規定されている約束手形とを比較すれば、以下に述べるような差異が認められる。

(1) 手形の要件 統一手形法第75条に定めている手形要件は、7個であるが、イギリス手形法をこれに比べると、イギリス手形法においては、

- (a) 手形文句は要件ではない。
- (b) 支払地の表示もまた要件ではない。

受取人の名称および振出日附については、すでに為替手形の要件に関する比較の(2)、(3)におけると同様な差異がある (英手89条I)。なお、統一手形法は、為替手形についてのみ自己指図を認め (手3条I)、約束手形についてはこれを認めないのであるが、イギリス手形法は為替手形のみならず、約束手形についても自己指図を許している (英手5条I、89条I)。ただし、この種の約束手形は、

振出人が裏書するまでは、手形として成立しない旨を定めている（英手83条II）。

(2) 為替手形と共通する差異 すでに2から9までに述べた事項は、もっぱら為替手形について統一手形法とイギリス手形法とを比較して、その差異を挙げたのであるが、統一手形法第77条は、為替手形に関する規定を約束手形の性質に反しない限り、これを約束手形に準用することを定めており、また、イギリス手形法第87条も同じく、第4編約束手形および第89条に別段の定めがある場合のほか、為替手形に関する規定を約束手形に準用する旨を規定しているので、結局2から9までに列挙した為替手形に関する統一手形法とイギリス手形法との差異は、大体において約束手形に関する両法の間との差異を示すものと考えてよい。すなわち、

(a) 2に列挙する事項中、1, 3, 5

(b) 3に列挙する事項全部

(c) 4に列挙する事項中の4

(d) 5に列挙する事項全部

(e) 6に列挙する事項全部

(f) 7に列挙する事項全部

(g) 8に列挙する事項中の2

(h) 9に列挙する事項全部 は、約束手形について統一手形法とイギリス手形法とを比較評量して得た差異であるとみてよい。

11 国際手形に関する規定の比較

手形は、その性質上、流通とするところは一国内に止まらず、国外に及ぶことは勿論である。したがって、統一手形法は、手形法付則中に手形に関する国際私法的規定をおき、イギリス手形法もまた同様に法の⁽¹⁴⁾ 抵触という見出しを設けて、これを規定している。ここに、その両者の比較を試みよう。

(1) 手形行為能力の準拠法 統一手形法は、為替手形および約束手形により義務を負う者、すなわち、手形行為能力は、原則として、本国法に依るべきことを規定し（手88条I）、例外的に、行為地法主義を加味している（同条II）。し

かるに、イギリス手形法には、この準拠法について何等触れるところがない。イギリス国際私法上の原理によれば、一般の契約能力は、当事者の住所地法に拠るべきにもかかわらず、商事の契約能力は、行為地法によることになっているから、手形行為能力の準拠法は行為地法であるというべきであろう。

(2) 手形行為の効力の準拠法 統一手形法によれば、為替手形の引受人や約束手形の振出人などのような人々が行なった、主たる手形義務負担行為の効力は、支払地法によるべく(手9条I)、その他、裏書人や保証人などが負うべき手形義務負担行為の効力は行為地法による(同条II本文)。ただ、遡求権を行使する期間は、振出地法によるべき旨を定めている(同条II但書)。ひるがえって、イギリス手形法のそれに対照すべき規定をみれば、手形行為の効力は、その主たる手形義務の負担行為であると否とに拘らず、すべて行為地法によるべきことを規定している(英手72条II)。

- (1) 手形法第1条とあるは、わが国手形法第1条を指す。わが国手形法は統一条約に基づいたものであるから、これはことわる迄もなく統一手形法第1条である。以下同様である。なお、イギリス手形法と統一手形法との比較は、とりもなおさず、イギリス手形法とわが国手形法および小切手法との比較ということになる。
- (2) 手形文句を要求するのは、ドイツ法系立法の特色であって、フランス法系立法においてはこれを必要としない。この点が1912年の海牙会議の際にも問題となり、この要件を留保して各締約国はその領域内において振り出す手形にはこの文言に換えて指図文句を要件とすることができるものとした(ヘーグ為替手形約束手形法統一条約二)。1930年のジュネーブ会議においても問題となり、フランス代表は手形文句を要件とすることに反対したのであるが、各締約国は自国内において振り出される為替手形には本条約の効力発生後6か月以内は手形文句を用いなくても妨げない旨の留保規定(統一為替手形約束手形法制定条約附属書第二、1条)をおいて要件とすることを定めたのである。
- (3) イギリス手形法第8条2項、3項、ことに第7条3項においては仮設人または非実在者をもって受取人の氏名とした場合には、その為替手形はこれを持参人払の為替手形と看做すべき規定をおいている。
- (4) 真実の日附(the true date of issue)は、手形の所持人がたまたま振出人からの受取人である場合には、調査してこれを知ることが得るが、さもない場合は、きわめて曖昧であるといわなければならない。そこで、手形所持人が、善意にて誤った日附を記入したときおよび手形が後に正当な所持人の手中に帰したときは、この誤謬にもかかわらず、手形は有効であるとされている(英手12条但書)。
- (5) Jacobs, Bills of Exchange, Cheques Etc. 2nd ed., 1924, p. 64.

- (6) 手形法統一法制定条約附属書第2, 第3条。手形法国際統一と我商法の改正 154~5 ページ。
- (7) 拒絶仮証書ないし拒絶覚書とは原文の note の訳語であって, 拒絶証書 (protest) が正式の機関によって作成されるのに, この note はそれよりも意味の軽い証書と思えばよい。
- (8) 伊沢孝平博士 手形法・小切手法 378 ページ, 島本英夫博士 手形法及小切手法 102~3 ページ。
- (9) 伊藤正己 英米法概論 354~5 頁, Law of Property Act, 1925, S. 124.
- (10) この相当の期間とは, 事実問題と法律問題とが混合した問題であって, 手形所持人の利益は振出人および裏書人の利益と同様に考慮すべきであるとされている (Chalmers, On Bill of Exchange, 13th ed., 1964, p. 137.)
- (11) 実際には, 支払呈示の禁止の規定 (手34条2項) から, 間接に認められる満期に確定日後一覽払および一定期間経過後一覽払というのが考えられる (大橋光雄 手形法 215 ページ)。
- (12) 判例もまた外国通貨の表示ある手形を認めた。かの Cohn V. Boulken (1920), 36 T.L.R. 767 はこれである。ただし, この事件判決は, イギリス国内振出の国内を支払地とする為替手形であった。
- (13) Jacobs, 前掲書, p. 194.
- (14) Conflict of Laws. 国際私法 (Internationales Privatrecht, private international Law) のことを, 英米においては牴触法ともいっている。

む す び

イギリス手形法によれば, 小切手は, 一覽払の, 銀行を宛てて支払人とする, 為替手形の一種の変形したものである (英手73条), とされている。しかし, 統一手形法によれば, 小切手は手形ではなくて, 全く別の証券であるとされ, 手形法以外に小切手法という独立の単行法があって, これを規律している。

小切手を手形とするか否かは, 小切手が手形と法的性格を全く異にするから, 区別するのではなく, 統一法以前のわが旧手形法は小切手を手形の中に含ませていたように, 手形と小切手とは経済上の機能を異にするも, 証券の法律上の性質は近似しており, イギリス法の如く解しても少しも支障を生ずることはない。しかるに, これを分けるのは主に立法政策に依存する。

小切手の制度は, 元イギリスにおいて第18世紀に確立され, これがヨーロッパ大陸に上陸してイギリスの制度とは別に独自の発達を遂げて今日に至って

いるものであって、流れを汲みながらも、イギリスの小切手に関する規定と大陸法、したがって統一法のそれとでは、手形法にみるような相違点が見出される。それに、統一法に依れば、手形法と小切手法とでは別個独立の単行法でもあるから、引き続いてイギリス小切手法と統一小切手法とを、彼是对照して検討の要があろう。しかしながら、種々の制約を思うとき、むしろ、今回はこれを割愛することのほうが望ましいと考え、敢えて割愛して他日の機会に譲ることとする。